

!! 重要なお知らせ

勝山スポーツセンターの貸出区分が変わります

(令和8年4月1日から適用)

真庭市公共施設使用料条例の改正にともない、スポーツ施設の使用料金及び貸出区分が変わります。

主な改正点は以下(赤字)のとおりです。

条例名	条例施設	施設区分	貸出区分		貸出単位	基本使用料	市外使用料	その他
スポーツ施設条例	勝山スポーツセンター	アリーナ	専用使用	一般	1時間あたり	2,280	基本使用料の1.5倍	【注1】 貸出区分の【一般】【高校生以下】区分は利用申請団体の過半数利用者と判断します。 【注2】 上記判断するにあたり、利用団体登録書に構成員名簿が必要になりますので登録の際に添付し提出してください。 【注3】 市内・市外判断は、申請主催団体＞利用者過半数の順で判断となります。 【営業加算】 【入場料加算】について 営業で施設を利用する場合は市内使用料の2倍、入場料を徴収する場合は市内料金の3倍の使用料となります。
				高校生以下		1,140		
			部分使用(1/2面)	一般		1,140		
				高校生以下		570		
			部分使用(1/3面)	一般		760		
				高校生以下		380		
		部分使用(1/6面)	一般	380				
			高校生以下	190				
		トレーニング施設含む	個人使用	一般	1回あたり	300		
				高校生以下	1回あたり	150		
会議室	専用使用	-	1時間あたり	500				
空調設備(冷暖房)	-	-		620				
音響設備	-	-		1回あたり	1,000			

【お問い合わせ先】 真庭市役所勝山支局 地域振興課(勝山文化センター TEL0867-44-2011)スポーツ施設担当まで